

- 前回会議(第25回)で、「スイッチング廃止申込が先行した場合の対応改善」について課題提起があった。
- うち、「特に、官公庁の入札案件で、スイッチング廃止が廃止取次に先行して行われるケースが散見される」との意見。
- 当該の「官公庁の入札案件」に限定して、問題解決のために対策を行う箇所を確認する。

【事象】 (p3にフローを記載)

- (1) 官公庁入札で落札者となれなかった現小売電気事業者(以下、現小売)は、契約満了日が明らかであるため、その後のスイッチング手続きがスムーズとなるよう、自主的に「スイッチング廃止」を申込み。
- (2) 官公庁入札において落札者となった新小売電気事業者(以下、新小売)は、(1)の状況を知り得ないため、需要者の依頼により、スイッチング切り替えのため、スイッチング廃止取次をスイッチング支援システムに申込み。
- (3) スイッチング支援システムからの「スイッチング廃止取次」の連絡に対し、現小売は既にスイッチング廃止を申込中のため、「廃止受付中」のエラーコードを回答。
- (4) 新小売事業者は「廃止受付中」のエラーコードを受領、そのエラー要因が不明のため、現小売へ確認が必要となる。

【問題点】

- ・ 新小売および現小売は、「廃止受付中」のエラー回答の内容確認のため、業務の負担が増えてしまうこと。
(特に、官公庁の入札案件は複数施設を対象に行われることが多く、エラー要因の確認は相当の負担となる。)

【要因】

- 要因1 : 新小売は「廃止受付中」の回答を得ても、エラーコードから得られる情報は少なく、別途確認が必要。(p12参照)
- 要因2 : 上記(3)はシステムで自動化されているケースも多く、システム上で本事象に対する「OK」回答ができない。
- 要因3 : スイッチング手続きは需要者からの依頼を受け小売電気事業者が行うものであるが、官公庁入札案件においては、落選通知をもって現小売はスイッチング手続きの必要性を認知し、スイッチング廃止申込みが行われることがある。

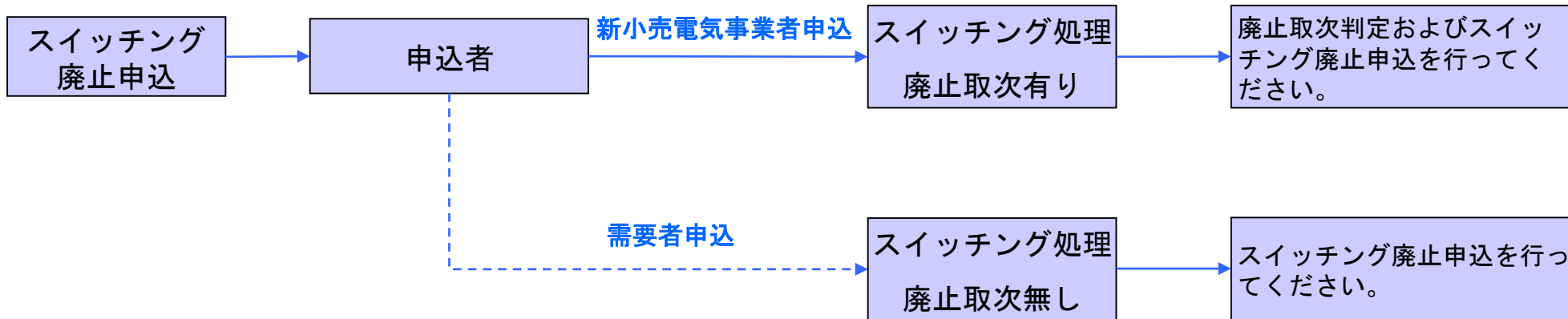
要因1、2への対応は関係者のシステム改修が必要で影響が大きい、要因3の対策を考えることとしたい。

(2) スwitching廃止受付時の留意事項について

スイッチング廃止の申込については、需要者から直接申込を受けるケースと、新小売電気事業者が需要者を代行してスイッチング支援システムの廃止取次により申込むケースが有り、手続き等が相違するため留意してください。



受付時の留意点



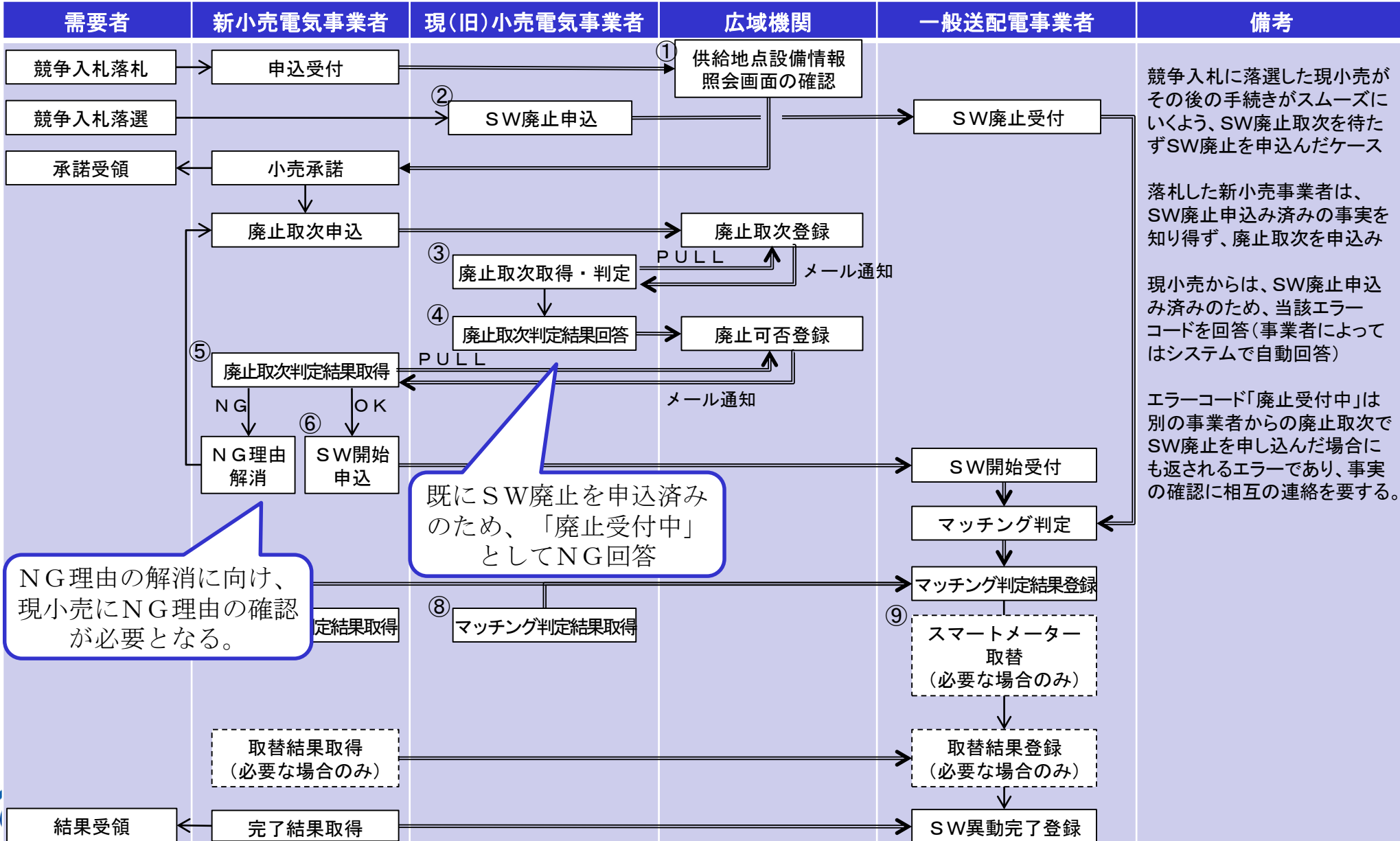
【ポイント】 需要者から直接契約の廃止を受付ける際は、転居等に伴う廃止と混同しないように留意が必要です。

※スイッチング廃止の場合は、通常の廃止とは異なり、需要者立会い可否や、廃止理由等の入力不要です。

1 官公庁の入札案件にてスイッチング廃止申請が先行した際の業務フロー

- ・現小売電気事業者は、落選通知によりSW廃止申請が必要と認知し、SW廃止を申込む。
- ・新小売電気事業者は、需要者からの落札通知の際、廃止取次の依頼を受け、廃止取次を行う。

凡例
 →: システム処理
 →: ハンド処理



- （要因3）スイッチング手続きは需要者からの依頼を受け小売電気事業者が行うものであるが、官公庁入札案件においては、落選通知をもって現小売はスイッチング手続きの必要性を認知し、スイッチング廃止申込みが行われることがある。
- 官公庁の入札案件で落選通知を受けた現小売の必要となる手続きは、「スイッチング廃止申請」であることは明らか。
 - 官公庁の入札案件において落札者となった新小売がスイッチング廃止取次を「する or しない」の手続きの統一を図れていれば、この問題は起きないのではないか。



【対応案】 本件については、以下の対応を取ることとしたいが、いかがか。

- 官公庁の入札案件におけるスイッチング手続きの標準フローについて、本実務者会議で確認し、その標準フローを広域機関から広域機関の会員である全小売電気事業者に周知する。
（ただし、当該標準フローは業務負担軽減のみを目的としており、何ら強制力のあるものではなく、本実務者会議からのお願いの扱いとする。例えば、標準フローと異なる手続きを需要者が指定、または小売電気事業者が実施することは可能とする。）

【事前確認でメンバーからいただいたご意見】

- （意見1） いずれの方法を採用する場合でも、ある程度強制力を持たせ、各社足並みをそろえていただきたい。強制力が無ければ、結局は現状と同じ、もしくはさらに混乱する懸念がある。また、特別な理由があり、標準フローに従えない場合は、（当該事業者は）HPで公表する等対応してほしい。
- （意見2） 本件に限ったことではないか、今回のような小売電気事業者各社に影響がある課題について、閉ざされた「実務者会議メンバー」のみで結論を出すことに疑念があります。すでにサービス開始1年を経過している状況でもあること、システム仕様は各社バラバラであって改修には時間がかかることから、その他の事業者の影響も聞くべきであると考えます。

いずれも対応案の**ただし書き部**に関係するご意見と考える。

ただし書きは、需要者の要求や、システム改修が必要な場合等、やむを得ず標準フローに沿えない事業者を考慮した部分であるが、（意見1）は、それがためにかえって業務が混乱するのご意見であり、その意見を受けて、ただし書きを削除する場合は、（意見2）のとおり、関係する全小売電気事業者に意見を聞く必要があるともいえる。

廃止取次をする・しないは、需要者と小売電気事業者間の取決めであり、それを強制力をもって指示することはそもそも困難と考え、ただし書きは残し、削除しないこととする。今回の対応案は業務負担軽減を目的としており、対応案により、かえって現状よりも混乱するというご意見ならば、そもそも標準フローを設定しないとの選択もあり得るが、いかがか。

- 官公庁の入札案件におけるスイッチング手続きの標準フローについて、本実務者会議で確認し、その標準フローを広域機関から広域機関の会員である全小売電気事業者に周知する。
- （ただし、当該標準フローは業務負担軽減のみを目的としており、何ら強制力のあるものではなく、本実務者会議からのお願いの扱いとする。例えば、標準フローと異なる手続きを需要者が指定、または小売電気事業者が実施することは可能とする。）

【論点】

官公庁の入札案件では「廃止取次する・しない」いずれの方法が、各小売電気事業者に都合が良いのか。

（案A）官公庁の入札案件においても、新小売は、廃止取次する

→ 現小売は、新小売から「スイッチング廃止取次」の依頼が来るまで「スイッチング廃止」を申し込まない。

（案B）官公庁の入札案件において、新小売は、廃止取次しない

→ 現小売は「スイッチング廃止」、新小売は「スイッチング開始」をそれぞれ申込む。

- なお、官公庁入札案件にて落選通知を受ける現小売においては、その際に需要者からのスイッチング廃止依頼を受け付けることもできるため、案A、Bいずれの方法も取ることができると考える。

【備考】

現小売がマッチング期限日までに「スイッチング廃止」を申し込まなかった場合は、マッチング不成立となり、「スイッチング開始」の申し込みは取り消しとなる。（p11参考）

→ 案Bではマッチングが成立しない場合に、新小売から現小売へ確認が必要となる。

スイッチング開始日（接続供給開始年月日）とスイッチング廃止日（接続供給廃止年月日）が相違する場合、スイッチング開始日（接続供給開始日）が優先される。

【事前確認でメンバーからいただいたご意見】

案A(新小売は、廃止取次をする)のほうが良いと考える。

(意見1) (当社の)低圧スイッチング時の標準フローは案Aであり、入札時だけ案Bを採用するとなると、入札で物件を獲得した場合は、営業部門からバックヤードの手続き部門へ「廃止取次不要(スイッチング開始申込みのみ実施)」の旨を伝える必要があります。営業部門がこれを忘れると、バックヤード部門は通常のスイッチングフローに則り手続きを行ってしまい、廃止取次でエラーが返却されたあとの対応に手間取ってしまう可能性があります。この結果、定められた切替日(供給開始日)に間に合わないケースが発生することも考えられます。通常の物件とは異なり、入札物件の切替日は日付が明確に定められており、遵守する必要がありますので、対象件数が圧倒的に少ない入札物件だけを別のフローで対応するのではなく、通常のフロー(案A)で対応したほうが混乱が無いと思われまます。

(意見2) 従来より新小売側から廃止取次を行うのがほとんどだったと認識しており、確かに近年旧小売側で廃止を行う事例が増えており、新小売側の立場であった場合、旧小売側がどのタイミングで廃止オーダーを入れて来るのかわからず、対応に苦慮しております。

(意見3) 弊社が新小売の立場になった場合、弊社は、「廃止取次+スイッチング開始」の申し込みをワンフローで実施する業務フローになっている。また、現小売の立場で廃止を行う場合も他社から廃止取次を受けるケースが圧倒的に多い。上記をふまえ、官公庁入札以外の業務と合わせてスイッチング作業を行うために、新小売が廃止取次を行うこととしていただきたい。

(意見4) 廃止取次しない場合、以下のデメリットがある。

- ・開始申込、廃止申込漏れを防ぐため、マッチング完了までを全件確認する必要があるため、作業量が増えてしまう。

(廃止取次をする場合は、取次エラーのみをチェックすればよい。)

- ・マッチングのタイミングが供給開始のギリギリになるため、不成立になった場合の対応も同じくギリギリとなる。

申込締切日からマッチング照合までの期間はどれくらいか、申込締切後に不成立になった場合は修正可能なのか疑問。

【事前確認でメンバーからいただいたご意見】

案B(新小売は、廃止取次しない)のほうが良いと考える。

(意見) 各社業務・需要家の負担軽減につながる。

ただし、現状において廃止取次をしなかった場合の問題点としては、以下があると思われる。

(ア) (仮に) 官公庁所管の各施設に於いて入札・随意契約が混ざっている施設を一括して入札を実施した場合、

随意契約を結ぶ現小売は入札の事実を知らない限り申込を行わない可能性もある(別紙、図1)

(イ) 現小売が、次年度の入札に参加しなかった場合、入札不調等が必要者から情報共有が無い限り、送配電事業者に申込を行う可能性がある(別紙、図2)

→ これらの懸念に対しては、以下をフローに加えることで、対応可能と考える。

- ・ **需要者は、必ず現小売にスイッチング廃止を依頼し、現小売はその依頼を受けて、スイッチング廃止を申し込む。**
- ・ **新小売は、需要者に現小売へのスイッチング廃止依頼を行ったかどうかを確認する。**

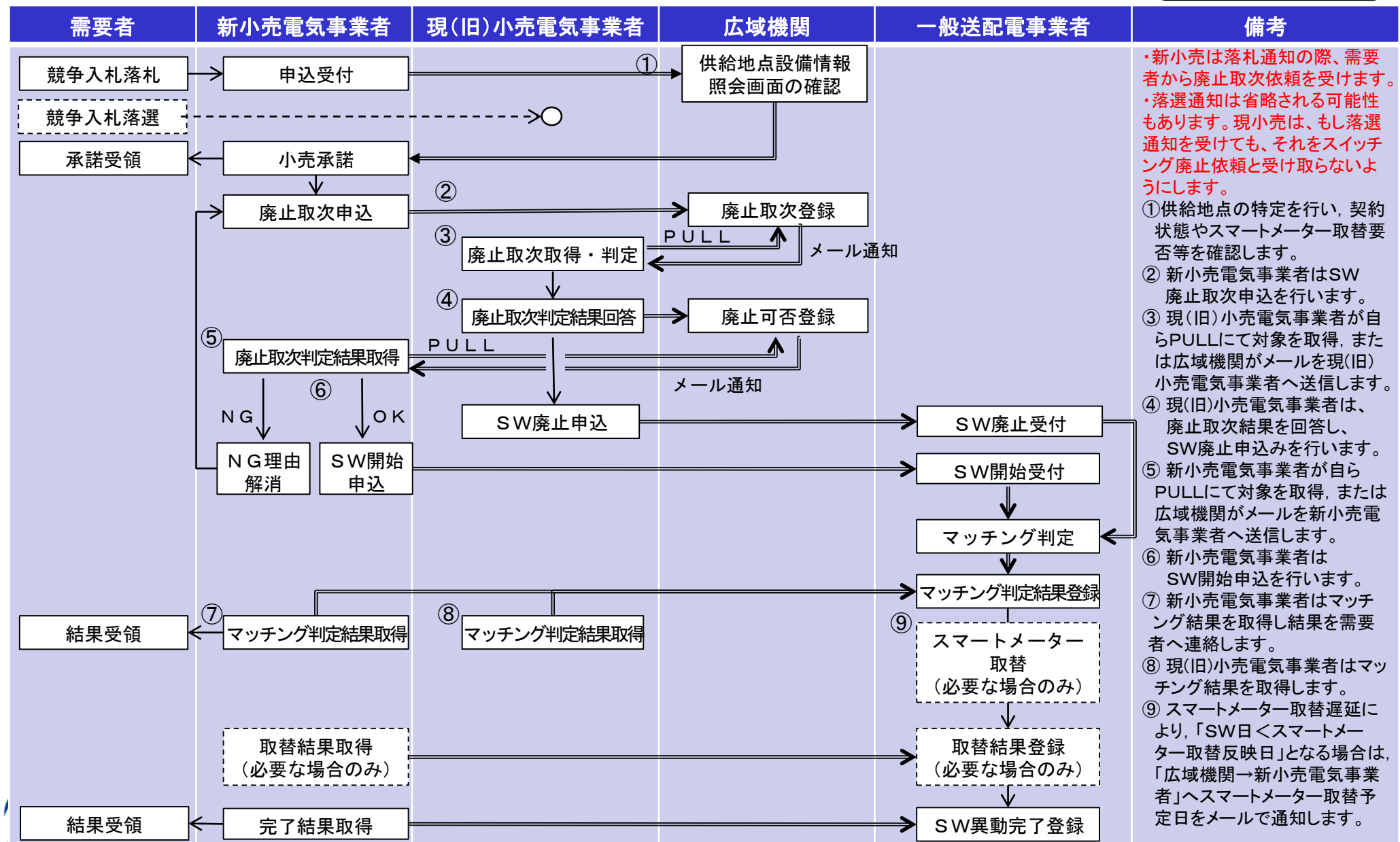
(案A・Bどちらでも良いというご意見もあり。)

廃止取次をする・しない、いずれが良いかも両論あり、事務局においては是非を判断しかねるため、今回の実務者会議においては、標準フローをいずれとする方が良いのか、または、標準フローを設けない方が良いのか、メンバーで意見交換をいただき、それを受けて、次回以降に改めて事務局案を提示することとしたい。

スイッチング申込の流れ（A：廃止取次をする）

新小売電気事業者は、需要者からの依頼を受けて、廃止取次を行う。

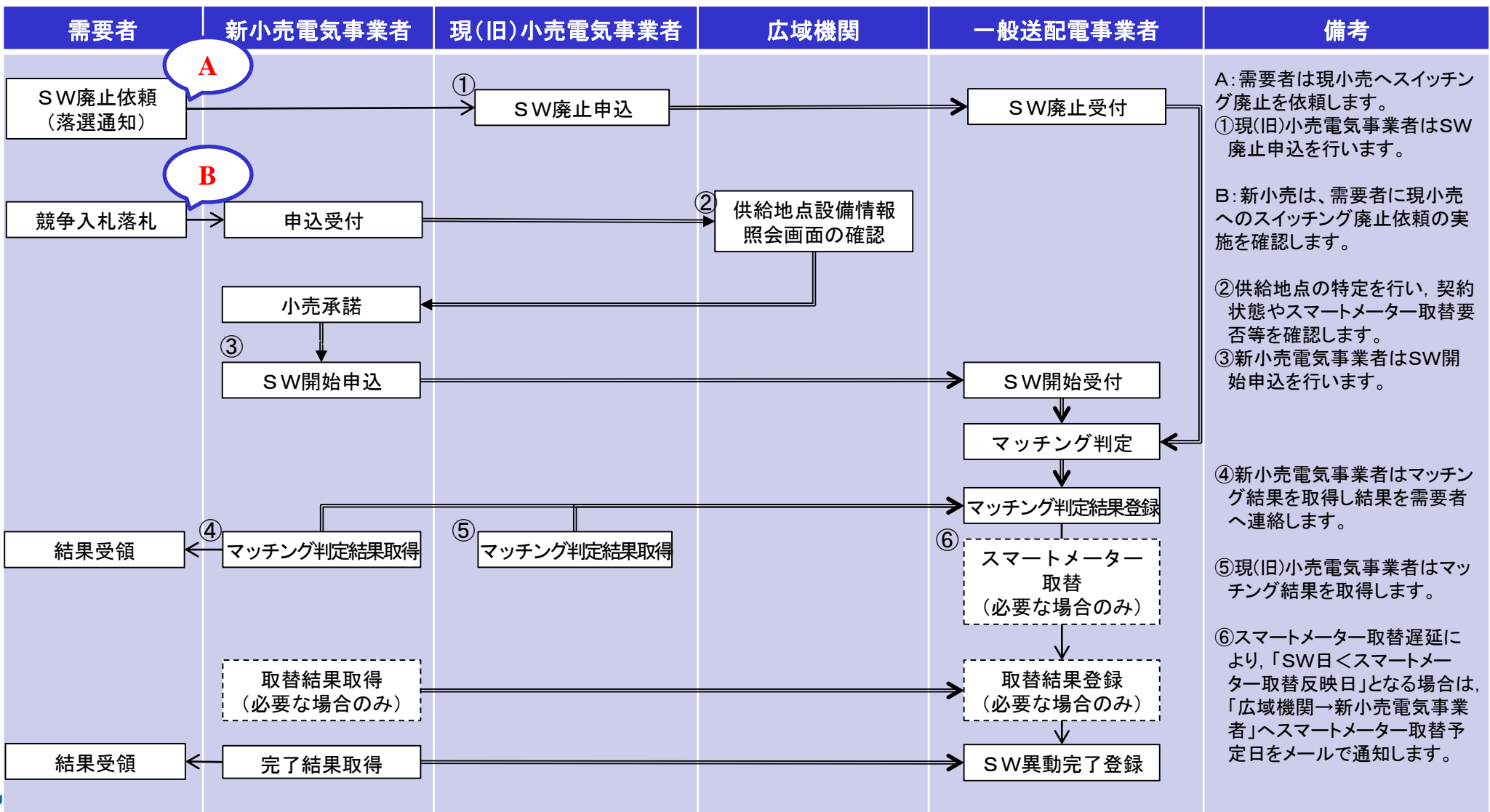
凡 → : システム処理
例 → : ハンド処理



スイッチング申込の流れ（B：廃止取次をしない）

A：需要者は現小売へSW廃止依頼を行い、現小売はその依頼を受けてSW廃止申込みを行う。
 B：新小売電気事業者は、需要者に、現小売へのSW廃止依頼を実施したことを確認する。

凡例 →：システム処理
 例 →：ハンド処理

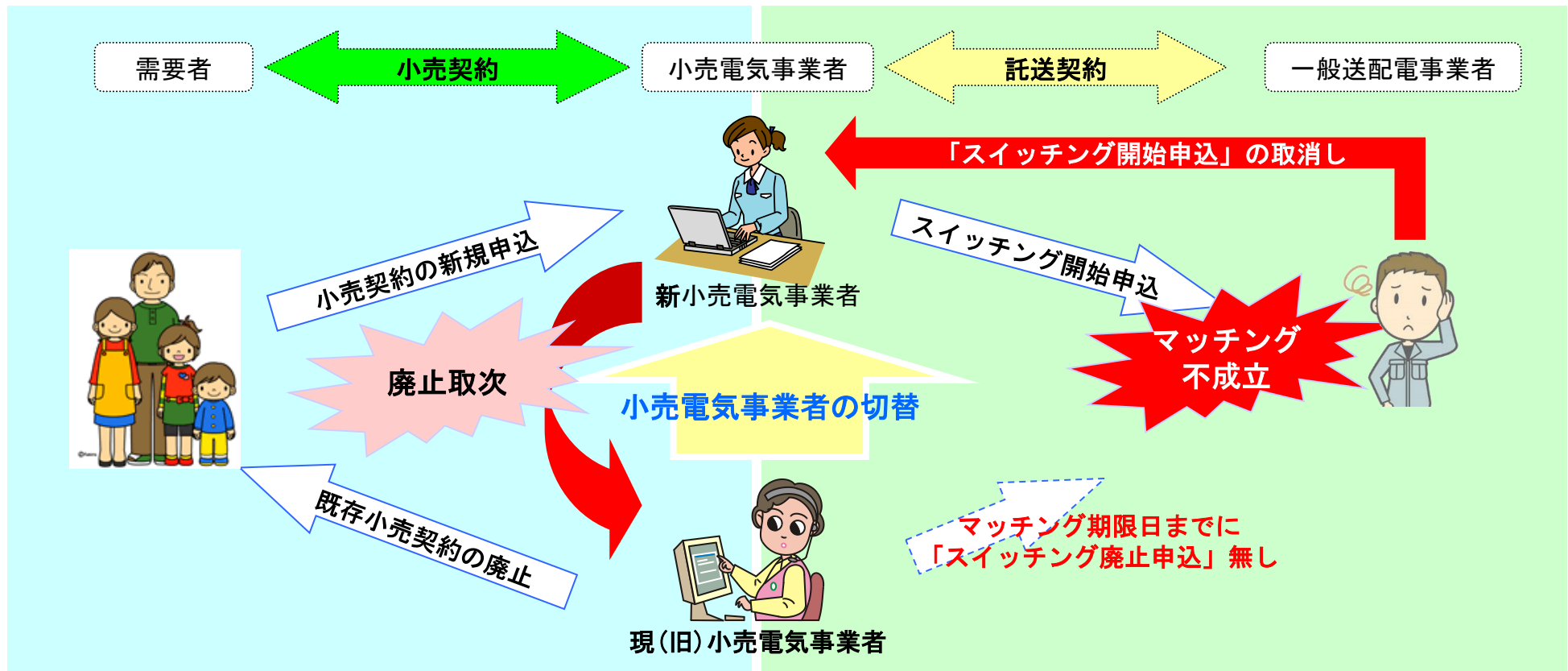


(3) マッチング不成立について

「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」双方の申込が、一般送配電事業者になされ「マッチング」することでスイッチングに係る手続きが行われます。したがって、スイッチング希望日より起算した標準処理期間を確保した日（以降、「マッチング期限日」といいます）までに「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」がなかった場合は、マッチング不成立となります。

その場合は、先だって申込されていた「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」の申込自体を取消し、その旨を小売電気事業者へお知らせします。

<マッチング不成立の一例>



(6) スwitching廃止取次の判定結果の取得について

Switching支援システムから自動送信されるメール「Switching廃止取次結果のお知らせ」または、Switching支援システムのSwitching廃止取次一覧画面にてSwitching廃止取次判定結果を確認してください。

本件に対してOK回答を出すという方法も考えられるが、「廃止受付中」のエラーを回答しなければならないケースも存在するため、その実現には事業者の処理システム等に判断要素の追加を求める必要がある。



送受信するエラー情報はコードで標準化している。「廃止受付中」のエラーにおいては、例えば、別の事業者から廃止取次が申し込まれた結果、Switching廃止（または廃止）が申込み済みとなっている可能性もあるため、別途で確認が必要となる。

<廃止取次可否コード一覧>

コード	項目名	補足説明
01	OK	申込が現(旧)小売電気事業者で承諾されたもの
02	NG	申込が現(旧)小売電気事業者で承諾されなかったもの

<廃止判断NG理由コード一覧>

コード	項目名	補足説明
01	供給地点特定番号エラー	現(旧)小売電気事業者の契約に該当する供給地点特定番号がない
02	契約番号不一致エラー	供給地点特定番号と現小売の契約番号が不一致
03	廃止受付中エラー	既に廃止受付中でSwitching廃止不可
04	名義不一致エラー	現(旧)小売電気事業者の名義と廃止取次の名義が相違
05	住所不一致エラー	現(旧)小売電気事業者の登録住所と廃止取次の住所が相違
06	廃止年月日エラー	廃止年月日が標準処理期間内または次々回検針日以降で有り、Switching処理不能
07	システム対象外エラー	低圧FIT電源以外、または高圧供給の協議対象等、Switching支援システムの対象外
99	その他エラー	システム障害など

<廃止取次一覧画面、廃止取次詳細画面で確認が可能な項目>

No.	項目名	桁数	入力方法	補足説明
①	ステータス	1	数字	廃止可否
②	廃止不能理由	2	数字	廃止否の場合、理由コードを表示